

【大空町「建設工事及び設計等」競争入札参加資格審査申請要領】

大空町が令和7・8年度に発注する『建設工事及び設計等の契約』に係る競争入札に参加するためには、競争入札参加資格審査申請を行い、資格者として名簿に登録されることが必要です。

なお、資格者として名簿に登録されたことによって、自動的又は直ちに当該工事等の発注があるということではありませんので、予めご承知ください。

■受付及び提出方法等：

原則として、一般財団法人北海道建設技術センターが実施する「北海道市町村入札参加資格共同審査システム」による電子申請とします。ただし、共同企業体等は、大空町の指示する書類により、建設課への提出とします。

①受付期間 令和6年12月10日(火)～令和7年1月31日(金)

※開始日は午前9時00分から、最終日は午後5時30分まで

②提出方法

[共同審査システムによる電子申請]

リンク先 一般財団法人北海道建設技術センター
北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト
<https://www.hoctec.info/kyoshin/>

受付時間 24時間受付
ただし、受付開始日は午前9時00分から、最終日は午後5時30分まで

■資格の有効期間：

令和7年4月1日～令和9年3月31日

■審査基準日：

令和6年12月1日

■資格の種類：

1. 建設工事

工事区分	左の資格に対応する建設業の許可	主な工事の内容
一般土木工事	●土木一式工事 ○とび・土工・コンクリート工事 ○石工事 ○しゅんせつ工事	特殊工事以外の土木工事で橋梁下部工事、簡易橋、しゅんせつ工事及びPSコンクリート工事を含む。
建築工事	●建築一式工事 ○大工工事 ○左官工事 ○とび・土工・コンクリート工事 ○石工事 ○屋根工事 ○タイル・れんが・ブロック工事 ○鉄筋工事 ○板金工事 ○ガラス工事 ○防水工事 ○内装仕上工事 ○建具工事 ○消防施設工事 ○清掃施設工事	鉄筋、鉄筋コンクリート、ブロックによる建築工事及びその他の建築工事。
解体工事	●解体工事	工作物の解体等
電気工事	●電気工事 ○消防施設工事	屋内外電気設備及び幹線工事をいい、弱電工事及び発電設備、照明設備も含む。
電気通信工事	●電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の設置。
管工事	●管工事 ○熱絶縁工事 ○さく井工事 ○消防施設工事 ○清掃施設工事	室内外給排水、冷暖房、ガス、消火、空気調和、衛生設備工事。
水道施設工事	●水道施設工事	上水道の取水、浄水、配水等の施設の築造及び設置。
舗装工事	●舗装工事	アスファルト舗装等のほか簡易舗装も含む。
塗装工事	●塗装工事	一般塗装のほか、道路の区画線等も含む。
機械器具設置工事	●機械器具設置工事	ゲート、揚排水機、ポンプ、エレベーター等機械器具の設置をいい、特殊大型標識等を含む。
鋼構造物工事	●鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組み立てにより工作物を築造。
造園工事	●造園工事	整地、植栽等により公園、緑地等の築造。

工事区分に対応する建設業の許可のうち、いずれか一つ以上の許可を受けており、かつ、それに応じた経営事項審査の総合評価値通知を受けていなければ、当該工事区分の申請はできません。

なお、○印を付した建設工事については、単独工事として発注する場合に限り当該許可を受けた方は受注することができますが、それ以外の場合は●印を付した建設工事について許可を受けた方でなければ受注することができません。

2. 設計等

業種区分	左の資格に必要な登録	主な業務の内容
測量	測量業者	一般測量のほか、航空測量も含む。
土木設計		土木施設物の設計。
建築設計	1級建築士事務所 2級建築士事務所 (建築設備設計のみの場合を除く)	建築物の設計をいい、建築設備のみの設計を含む。
地質調査		地質又は土質の調査をいい、計測も含む。
道路清掃		機械器具等を使用した側溝、路面等の清掃。
技術資料		測量、土木設計、建築設計及び地質調査等の上記に掲げる資格以外の建設工事に関するコンサルタント業務等で、コンピューターを用いた高度な技術資料を作成する業務、申請等作成業務、台帳補正、竣工平面図作成業務、各種補償コンサルタント業務、建設工事に関する環境調査等。

※その他役務の提供(工事に係る設計、監理、地質調査及び測量を除く。)については、「物品・役務」の申請要領により受付を行いますので、ご注意ください。

■ 資格要件:

競争入札参加資格審査申請をするためには、次に掲げる要件を満たしていることが必要です。

1. 共通の資格要件

次の(1)から(6)のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令(以下「政令」という。)第167条の4第1項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む)に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項(政令第167条の11第1項において準用する場合を含む)の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 国税 … 法人の場合は法人税、消費税及び地方消費税
個人の場合は所得税、消費税及び地方消費税
 - イ 道税 … 道税(道外業者の場合は本社が所在する都道府県税)
 - ウ 町税 … 町税(町外業者の場合は本社が所在する市町村税)
- (4) 次に掲げる届出の義務を履行している者であること。(当該届出の義務がない場合を除く。)
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (5) 経営状況が不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 町長が競争入札参加資格者として不適当であると認める者でないこと。

2. 建設工事の参加資格要件

建設工事の参加資格を希望する場合は、次に掲げる要件を満たしていなければなりません。

- (1) 『建設業法による許可を受けてからの営業年数が2年以上あること』
※審査基準日(令和6年12月1日)において、資格に対応する建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。
- (2) 『経営事項審査を受けていること』
※(1)に規定する建設業の許可について、国土交通大臣または都道府県知事が行う経営事項審査の結果通知を受けており、かつ、その結果通知は有効なものであること。

【 注 意 】	・経営事項審査の結果通知の有効期間は、審査基準日から「1年7カ月」です。 令和7年4月1日(入札参加資格の有効期間開始日)において有効であるためには、 『令和5年9月2日以降』が審査基準日であること。
	・競争入札参加資格審査申請書の提出の際には、総合評定値[P点]が記載されている経営事項審査結果通知書を提出してください。
- (3) 経営事項審査結果において、『それぞれの資格に対応する建設業の許可に完成工事高』があること。

3. 設計等の参加資格要件

設計等の参加資格を希望する場合は、次に掲げる要件を満たしていなければなりません。

- (1) 『引続き1年以上その事業を営んでいること』
※審査基準日(令和6年12月1日)において、引続き1年以上(令和5年12月1日以前から)その事業を営んでいること。
- (2) 『直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること』
※審査基準日(令和6年12月1日)の直前1年間(令和5年12月1日～令和6年11月30日)に売上高(営業実績)があること。
- (3) 『個人の場合は、従業員の数が3人以上であること』
- (4) 建築設計又は測量の参加資格を希望する場合は、(1)から(3)の要件に加えて、次の要件を満たしていなければなりません。
 - ①「建築設計」: 建築士法に基づく、一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録をしていること。ただし、建築設備設計のみを業とする場合は、この登録は必要ありません。
 - ②「測量」: 測量法に基づく、測量業者の登録をしていること。
- (5) (4)以外の資格を希望する場合は、(1)から(3)の要件の他、希望する資格を証明できるものがあれば添付してください。
 - ①「土木設計」: 建設コンサルタント〇〇〇部門の登録
 - ②「技術資料」: 補償コンサルタント〇〇〇部門の登録、計量証明事業者の登録
 - ③「地質調査」: 地質調査業者の登録

■申請書類:

1. 建設工事等(共通書類)

様式 番号	書 類		法人	個人	説 明	
1	建設工事等競争入札参加資格審査申請書		◎	◎	※自動作成されます	
2	総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書)		◎	◎		
3	工事経歴書		◎	◎	直前2年度決算分	
4	建設工事技術者名簿		◎	◎		
5	代表者身分証明書			◎	個人の場合	
6	履歴事項全部証明書		◎		法人の場合	
7	建設業許可通知書、一部廃業届		◎	◎	建設業許可のうち一部を廃業した場合は一部廃業届も◎	
7の1	建設業許可申請書の別紙一(役員一覧表)		◎		法人の場合	
7の2	建設業許可申請書の別紙二(1)又は(2)(営業所一覧表)		◎	◎		
8	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の写し		○	○	退職金共済に加入している場合	
9	建設工事入札参加資格審査申請書付表		◎	◎	※自動作成されます	
11	使用印鑑届		◎	◎		
12	暴力団排除に関する誓約書		◎	◎	※自動作成されます	
13	年間委任状		○	○	受任者に権限を委任する場合	
14	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状		○	○	行政書士が代理申請する場合	
17	資本関係・人的関係調書		○	○	資本関係・人的関係がある場合のみ	
18	印鑑証明書		◎	◎		
19	決算書(財務諸表)		◎	◎	直前2年度決算分	
20	納税証明書	国税 (法人税・消費税)		◎	◎	
		都道府県税	本店	◎	◎	
			受任者	○	○	受任者に権限を委任する場合
		市町村税	本店	◎	◎	
受任者	○		○	受任者に権限を委任する場合		

注: ◎印は、全ての方が提出する書類です。 ○印は、該当する方が提出する書類です。

2. 建設工事等(協同組合等の必要書類)

様式 番号	書 類	組合等	説 明
組-1	組合構成員名簿	◎	
組-2	官公需適格組合証明書	○	官公需適格組合の証明を受けている場合
組-3	定款又は寄付行為	◎	

注：◎印は、全ての方が提出する書類です。 ○印は、該当する方が提出する書類です。

3. 設計等(共通書類)

様式 番号	書 類		法人	個人	説 明	
1	建設工事等競争入札参加資格審査申請書		◎	◎	※自動作成されます	
3	事業経歴書		◎	◎	直前1年度決算分	
4	設計等業務技術者名簿		◎	◎		
5	代表者身分証明書			◎	個人の場合	
6	履歴事項全部証明書		◎		法人の場合	
7の3	測量業者登録通知書		○	○	測量を希望する場合	
7の4	測量業者登録申請書の添付書類(ホ) (法第55条の3第4号)		○	○	受任者が測量を希望する場合	
7の5	地質調査業者現況報告書		○	○	地質調査業者の登録を受けている場合	
7の6	建設コンサルタント現況報告書		○	○	建設コンサルタントの登録を受けている場合	
7の7	建築士事務所登録証(本店・受任者)		○	○	建築設計を希望する場合	
7の8	補償コンサルタント現況報告書		○	○	補償コンサルタントの登録を受けている場合	
7の9	計量証明事業登録証		○	○	計量証明事業の登録を受けている場合	
8	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の写し		○	○	退職金共済に加入している場合	
10	設計等入札参加資格審査申請書付表		○	○	※自動作成されます	
11	使用印鑑届		◎	◎		
12	暴力団排除に関する誓約書		◎	◎	※自動作成されます	
13	年間委任状		○	○	受任者に権限を委任する場合	
14	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状		○	○	行政書士が代理申請する場合	
15	法定保険加入状況一覧表		◎	◎		
16	社会保険等適用除外申出書		○	○		
17	資本関係・人的関係調書		○	○	資本関係・人的関係がある場合のみ	
18	印鑑証明書		◎	◎		
19	決算書(財務諸表)		◎	◎	直前1年度決算分	
20	納税証明書	国税 (法人税・消費税)	◎	◎		
		都道府県税	本店	◎	◎	
			受任者	○	○	受任者に権限を委任する場合
		市町村税	本店	◎	◎	
受任者	○		○	受任者に権限を委任する場合		
21	営業所一覧表		◎	◎		

注：◎印は、全ての方が提出する書類です。 ○印は、該当する方が提出する書類です。

4. 設計等(協同組合等の必要書類)

様式 番号	書 類	組合等	説 明
組-1	組合構成員名簿	◎	
組-2	官公需適格組合証明書	○	官公需適格組合の証明を受けている場合
組-3	定款又は寄付行為	◎	

注：◎印は、全ての方が提出する書類です。 ○印は、該当する方が提出する書類です。

■お問い合わせ先:

大空町建設課管理グループ

〒099-2392

網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号

・TEL(0152)-77-8134

・FAX(0152)-74-3643

・E-mail: info@town.ozora.hokkaido.jp